

松戸市水道事業低入札価格調査実施要綱新旧対照表

新旧対象条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(対象事業)</p> <p>第3条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする設計金額が<u>2</u>千万円以上の建設工事又は総合評価方式により契約を締結しようとする場合、本要綱による低入札価格調査を実施するものとする。</p>	<p>(対象事業)</p> <p>第3条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする設計金額が<u>5</u>千万円以上の建設工事又は総合評価方式により契約を締結しようとする場合、本要綱による低入札価格調査を実施するものとする。</p>
<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条 調査基準価格は、次の各号により算出した額<u>(1円未満端数切捨て)</u>とする。</p> <p>(1) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に100分の9<u>0</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に100分の9<u>0</u>を乗じて得た額とし、予定価格に100分の7<u>0</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に100分の7<u>0</u>を乗じて得た額とする。なお、算出にあつては別表第1に留意するものとする。</p> <p>(2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の9<u>0</u>を乗じて得た額から予定価格に100分の7<u>0</u>を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とする。</p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条 調査基準価格は、次の各号により算出した額とする。</p> <p>(1) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額<u>(1円未満端数切捨て)</u>の合計額から<u>千円未満の端数を切捨てた額</u>に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に100分の9<u>2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に100分の9<u>2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に100分の7<u>5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に100分の7<u>5</u>を乗じて得た額とする。なお、算出にあつては別表第1に留意するものとする。</p> <p>(2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の9<u>2</u>を乗じて得た額から予定価格に100分の7<u>5</u>を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とする。</p>

<p>(失格基準価格)</p> <p>第5条 調査基準価格を下回る価格で入札をした者のうち、<u>次に掲げる額</u>を下回る価格で入札をした者の入札は失格とする。</p> <p>(1) 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満端数切捨て）の合計額を<u>設計金額から消費税及び地方消費税を除いた額で除した割合（小数点以下第2位切捨て）に予定価格を乗じて得た額（1円未満端数切捨て）</u>とする。なお算出にあたっては、別表1に留意するものとする。</p>	<p>(失格基準価格)</p> <p>第5条 調査基準価格を下回る価格で入札をした者のうち、<u>失格基準価格</u>を下回る価格で入札をした者の入札は失格とする。<u>なお、失格基準価格は、次の各号により算出した額とする。</u></p> <p>(1) 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満端数切捨て）の合計額から<u>千円未満の端数を切捨てた額に、消費税及び地方消費税を加算した額</u>とする。なお算出にあたっては、別表1に留意するものとする。</p>
<p>(入札者への周知)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(入札者への周知)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の配置技術者は専任とし、現場代理人との兼任は認めないものとする。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>
<p>(入札の執行)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>低入札価格調査の実施者</u>は、事後審査方式により入札を執行した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者について、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有しない者の入札は無効とし、当該入札者にかかる事情聴取等を不要とすることができる。</p>	<p>(入札の執行)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>契約担当課長</u>は、事後審査方式により入札を執行した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者について、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有しない者の入札は無効とし、当該入札者にかかる事情聴取等を不要とすることができる。</p>